

## 釧路市教育推進基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 基礎学力や体力・運動能力の向上、いじめ・不登校をはじめとする教育課題の克服に向けた具体的な目標を設定するとともに、目標達成のための各種施策を着実に推進するために策定する釧路市教育推進基本計画（以下「推進基本計画」という。）の策定に関する検討を行うことを目的として、釧路市教育推進基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (職務)

第2条 策定委員会は、推進基本計画の策定にあたり、施策・事業等の具体的な取り組みについての意見交換を行う。

### (組織)

第3条 策定委員会は、学識経験者、地域・保護者の代表、教育関係者をもって組織し、策定委員会の委員は釧路市教育委員会が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

### (委員長等)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 策定委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数を持って決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた時は、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、釧路市教育委員会教育支援課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

### 附則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。